

大口町参与の任用、給与、勤務条件等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、参与の人事管理の適正を期すため、その任用、給与、勤務条件等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(身分等)

第2条 参与は、行政の技術的専門事項について高度の学識、経験、技術等を有する者で、1週間の勤務時間が、正規職員（大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）第2条第1項に規定する職員という。以下同じ。）の4分の3を超えない範囲内において勤務を要するものとする。

2 参与の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。第4条において「法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(業務)

第3条 参与の業務内容は、町長に対し町政の課題対応力強化のため、重要施策立案・基本計画策定について進言又は助言することとする。

(任用及び任期)

第4条 参与は、法第16条各号のいずれにも規定に該当しない満65歳以下の者から町長が任命する。ただし、町長が適当と認めたものは、満65歳以上でも任用できる。

2 参与の任用は、正規職員に準じた辞令様式により辞令を交付して行う。

3 参与は、職員の臨時的任用に関する要綱（平成3年大口町訓令第1号）に規定する任用通知書により任用条件を確認するものとする。

4 参与の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 参与に報酬及び旅費を支給する。

2 参与の報酬及び旅費の額は、大口町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の規定によるものとし、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）の規定により

旅費を支給する。

- 3 第7条の規定により割り振られた勤務時間に勤務しないときは、有給休暇を除くほか、その勤務しない時間に相当する報酬の額を翌月の報酬より減額する。この場合、報酬が日額で決定されている者については1日の勤務時間で除した額を、月額で決定されている者については大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）第23条第2項の規定による額を、それぞれ1時間当たりの報酬の額とする。ただし、1日に割り振られた勤務時間の2分の1に相当する年次有給休暇を使用し、残りの勤務時間を勤務しない場合に限り、日額の2分の1に相当する額を減額する。

（その他の給与）

第6条 参与には、前条及び第12条第2項に規定するもののほか、いかなる給与も支給しない。

（勤務時間等）

第7条 参与の勤務時間及び勤務日は、次のとおりとする。

- (1) 1日の勤務時間が正規職員と同じ勤務時間以下である場合は、1週間の平均勤務時間は29時間以内とし、1月間について15日を越えない範囲内で割り振るものとする。
- (2) 1月の勤務日が正規職員と同じ勤務日数以下である場合は、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で割り振るものとする。

2 前項の割振り及び休憩時間は、町長が定める。

（休暇）

第8条 参与には、休暇として年次有給休暇を付与する。年次有給休暇は、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である場合には1週間ごとの勤務日の日数により、そうでない場合には1週間ごとの平均勤務時間を1日ごとの標準勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）により別表に定める日数を基準付与日数として、その日数を12月で除し、その者の任期の月数（1月未満の日数がある場合は、15日以上を1月とする。）を乗じて得た日数（1月未満の端数は

四捨五入する。)をその期間内に付与する。

- 2 参与が年次有給休暇を使用する場合は、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大口町規則第1号）第20条の規定によるものとする。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。この場合、年次有給休暇を使用する日に割り振られた勤務時間を1日とし、その勤務時間の2分の1の時間を半日とみなす。
- 4 参与には、年次有給休暇の他に本人の請求により次に掲げる有給休暇を付与する。
 - (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第7条の規定による公民権の行使をする場合、必要と認められる時間
 - (2) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
 - (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる期間 必要と認められる期間
 - (4) 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要と認められる期間
- 5 参与には、本人の請求により次に掲げる特別休暇を付与する。ただし、無給とする。
 - (1) 労基法第65条の規定による産前産後の期間
 - (2) 労基法第67条の規定による育児時間
 - (3) 労基法第68条の規定による生理休暇
 - (4) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
 - (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定による勤務がで

きない日又は時間

(6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で任期内において90日を越えない範囲内でその療養に必要と認められる期間（公務上の負傷又は疾病による場合については、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）

（服務及び懲戒）

第9条 参与の服務及び懲戒は、正規職員に準ずるものとする。

（社会保険）

第10条 参与のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に該当する者は、その被保険者とする。

2 参与のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に該当する者は、その被保険者とする。

（公務災害補償等）

第11条 参与が、公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大口町条例第1号）の規定により補償する。

（離職）

第12条 町長は、参与が次の各号のいずれかに該当する場合は、離職させるものとする。

(1) 退職の願いがあった場合

(2) 死亡した場合

(3) 任期が満了した場合

(4) 勤務実績が良くない場合

(5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

2 参与の解雇制限及び解雇の予告については、労基法第19条から第21条までの規定による。

（その他必要事項）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、町長が定める。

附 則（平成11年7月1日 大口町訓令第8号）

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日 大口町訓令第2号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日 大口町訓令第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

年次有給休暇付与日数

1週間の 勤務日数	勤続年数（継続勤務の場合には通算する。）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年 以上
5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	7日	9日	10日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

1週間の平均勤務時間数が30時間以上の場合には、1週間の勤務日数を5日とみなすものとする。